

## 上富良野町地域防災計画パブリック・コメント回答

### 【意見】

#### ○6 地域防災力の向上について

自主防災組織の訓練は大事だと考えるので、訓練マニュアル等を作成・配付し、町が積極的に関与して、特に要援護者の避難に実践的な訓練となるよう努めていただきたい。

### 【回答】

この計画を基本とし、地域防災力向上の「自助」を強化するため、今後マニュアル等の作成を検討し、自主防災組織が自ら行動できるよう取り進めます。

また、要援護者の避難については、町の防災訓練や、自主防災組織の訓練を踏まえ、充実強化するよう取り進めます。

### 【意見】

#### ○5 避難体制の整備

##### (1)町民等の避難体制の整備

主語がないため誰が避難計画を作成するのか不明なので、「町は」を入れるべきでは。

### 【回答】

次のとおり修正します。

町は、下記の避難計画の検討項目を明確にし、自主防災組織と連携して、災害を想定した避難計画を作成する。

### 【意見】

#### ○平常時（災害時要援護者名簿作成）フローについて

制度の周知に民生委員が積極的に関わるのは当然のことであるが、住民会の協力なしには困難である。また、災害時には、住民会が自主防災組織として災害時要援護者の避難誘導等に当ることになるので、要援護者の状況を確認しておく意味においても、住民会と民生委員が連携して制度周知に努めることが望ましいので、民生委員等（等の中には住民会が入っているものと思われるが）とせずに、「HP・広報・住民会・民生委員等を活用した制度の周知」としてほしい。

それが、C)要援護者登録名簿の作成の推進、「名簿登録外の要援護者の把握」にもつながるのではないか。

### 【回答】

次のとおり修正します。

「HP・広報・住民会（自主防災組織）・民生委員等を活用した制度の周知」

なお、現在、国の災害対策基本法の改正を踏まえ一部変更になる場合があります。

### 【意見】

#### ○避難の種類及び発令基準について

共通編1-62ページ2 避難勧告・避難指示等では「避難準備情報（要援護者避難情報）」となっており、発令時の状況にも要援護者等について記載がある。水害・土砂災害編の「避難準備」では要援護者の記述がない。発令時の状況と基準の違いはあるにしても、避難行動に時間を要する者にとっては、避難準備情報の発令がきわめて重要なので記述しておくべきではないか。

もし、このままだとすると、要援護者等が避難勧告・避難指示前に避難行動を開始すると自主避難と言うことになるのか。

火山災害対策編Ⅲ—5 1 ページも同じ。

**【回答】**

水害・土砂災害編「避難の種類及び発令基準」の自主避難の下に追加するよう進めます。また火山災害対策編についても同様としますが、火山については、避難が長期化することが想定されますので、内容に関しても検討し記述します。

**【意見】**

3 避難誘導について

(1) 避難の誘導者、(2) 避難の誘導方法、(3) 避難の方法において自主防災組織の関わりがまったく記述されていないが、これでよいのか。

**【回答】**

自主防災組織との関わりについては、各地域の組織の成熟度が異なっているのが実態であることから現段階では明確な定めは盛り込まず、引き続き、自主防災組織の防災力向上を進めていきます。

また、今後、各自主防災組織で定める地区防災計画を地域防災計画に反映させるよう協力体制を構築していく予定です。

**【意見】**

6 避難所の運営について

昨年12月19日に開催された町民ワーキングにおいて、避難所の運営は町（職員）が行うべきとの声がかかなり出ていたように思う。避難生活が長期化した場合、職員は通常業務も行っていかなければならないので、住民会に理解を得る努力が必要だと思います。(ほかの災害でも同じ)

**【回答】**

災害発生時の初期については、行政の責務として避難所運営を行うところです。しかし、長期化した場合は、避難所における地域コミュニティー（避難所における住民会組織）の形成が必要不可欠となります。

今後、避難所運営のマニュアルや避難所開設運営訓練を実施し、その必要性について住民の方々にご理解いただくよう進めます。

**【意見】**

5 自主避難について

要援護者等が避難勧告・避難指示前に避難行動を開始した場合、自主避難になるとしたら、「食料や物資等の支援」が受けられないこととなる。要援護者の大半が着の身着のまま、事前の準備もなしに支援者の支援を受けて避難してくると思う。何らかの配慮が必要ではないか。

**【回答】**

自主避難を呼びかけた段階で、避難所についても開設することから、職員若しくは自主防災組織が避難所に在中することになることから、「食料や物資等の支援」についても対応を行います。

平常時の避難準備として、避難時の食料や飲料水等の生活必需品については、災害発生後3日間は行政等の支援が行われない場合があることから、「非常時持ち出し品」について住民自ら準備することを、地域防災計画においても町民の役割（自助）としていることから、これについても啓発・普及を進めていきます。

※ 第6章 避難準備 第2節 避難の準備及び携帯品 (I-68)

1 平常時からの準備

町民は、災害の発生ならびに避難に備え、日頃から、以下の準備をしておくものとする。

**【意見】**

6 事前避難について

災害発生前に、避難勧告、避難指示によって避難することを言うのだと思うが、町民の大部分（住民会も含めて）が自主避難との区別がついていないと思う。町民にとっては、要援護者等がいち早く避難することだと思っている人もいると思う。自主避難と事前避難では、「食料や物資等の支援」が受けられるか受けられないのかの違いが大きいため、周知に努める必要があるのではないか。

**【回答】**

上記と同様に取り扱うように進めます。

**【意見】**

○地域防災計画全般について

町（災害対策本部）にとっては、根拠法令等の違いもあり、災害ごとに作成することは意義があるが、そのために400ページ近いものとなり、町民にとってはわかりにくいものとなっている。町民の関心は、いち早く安全な所に避難すること、そのためにはどう対処すればいいかであり、このまま自主防災組織等に配付しても混乱を招くだけだと思う。町民に関わることだけ抽出したダイジェスト版を作成して配付することにしてはどうか。

また、自主防災組織や、民生児童委員、協力団体等への説明会を行うことも大事ではないか。

**【回答】**

改訂前の防災計画では、同様の行動は、「〇〇編△△を参照」と掲載していましたが、災害ごとの対応を素早く確認することを目的に今回の改訂では、各災害でも同様の対応が重複して掲載していることから膨大なページ数になるところです。

この改訂に合わせ、職員には災害ごとの対応マニュアル（対応チェックリスト）の作成を行っており、住民の皆さまにはダイジェスト版ではなく、現在発行している、十勝岳ハザードマップや洪水ハザードマップの冊子版を今回改訂を踏まえ再編し再発行を予定しています。

関係団体への説明は、改訂に伴い開催しました、町民ワーキングの折自主防災組織及び民生児童委員会、住民会の代表の方に説明させていただきましたが、今後もHPや広報・出前講座を利用し、説明をさせていただきたいと考えております。

また、関係機関については、この計画の作成機関である「上富良野町防災会議」の構成員が兼ねていることから、説明の実施及び意見の聴取を行っているところであり、必要に応じ対応してまいりたいと考えています。

その他

**【回答】** ご意見を頂いた誤字については修正を行います。